

---

## 日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範

日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性及び公正性の確保を目的に、本学で研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

### （研究者の責任）

1. 本学の研究者は、自らの専門知識、技術、経験を生かして行う研究活動を通して、人類の健康と福祉に貢献する責務を有する。
2. 本学では建学の精神である赤十字の人道に基づき、本学の研究者が軍事に寄与する研究活動を行なうのを禁止する。
3. 本学の研究者は、国の内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との軍事に寄与することを目的とした共同研究をおこなわず、これらの機関からの研究資金を受け入れない。

### （研究者の行動）

4. 本学の研究者は、自ら行なう学術研究の自主性・自律性を尊重されるとともに、それらが社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、誠実に研究活動を行う。  
また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、社会に示すための最善の努力を行い、同時に、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### （自己研鑽）

5. 本学の研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、看護と社会環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断に基づく行動をとるよう努力する。

### （説明と公開）

6. 本学の研究者は、自ら行う研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会に及ぼし得る影響や、起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

### （研究活動）

7. 本学の研究者は、日本赤十字看護大学における公的研究費の使用に関する行動規範に基づき、不正行為、不正使用をしてはならない。

### （研究環境の整備）

8. 本学の研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

### （法令の遵守）

9. 本学の研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたって関係法令・規則を遵守する。

### （研究協力者への配慮）

10. 本学の研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重する。

### （他研究者への配慮）

11. 本学の研究者は、自らの研究に対する批判を謙虚に受け、誠実な態度で意見交換を行う。また他研究者の研究業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

### （差別の排除）

12. 本学の研究者は、その研究活動において、国籍、人種、民族、性、地位、思想、宗教などにより差別を行わず、科学的方法により公平に対応する。

### （利益相反）

13. 本学の研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などで、個人と組織または異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しながら適切に対応する。

### （研究を支援する職員の責任）

14. 本学の事務職員は、研究活動の支援にあたり、本規範の趣旨に沿うとともに、日本赤十字看護大学における公的研究費の使用に関する行動規範に基づき、誠実に行動しなければならない。

平成 25 年 9 月 14 日制定

平成 27 年 3 月 26 日改正

平成 29 年 12 月 14 日改正

---